

「社会教育人材ネットワークを活用した地域づくり活性化事業」  
検討会議傍聴要領

令和8年（2026年）6月29日  
生涯学習推進局社会教育課長決定

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 「社会教育人材ネットワークを活用した地域づくり活性化事業」検討会議（以下「会議」という。）の傍聴を希望する方は、開催の前日までに電話等でお申込みください。
- (2) 傍聴は、オンラインのみ可能です。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、オンライン上の御自身の画面及び音声を OFF とし、賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議中において、写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、委員長が認めた場合はその限りではありません。
- (3) その他、会議中の秩序を乱すなど、議事を妨害するようなことはできません。

3 傍聴することができない方

- (1) 酒気を帯びていると認められる方
- (2) オンラインによる傍聴ができない方
- (3) 前2号のほか、委員長において傍聴が不相当と認める方

4 会議の秩序の維持

- (1) 上記のほか、傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、これに従わないときは、委員長の指示により退出いただく場合があります。

5 その他

- (1) 御自身の PC 環境（通信速度、不具合等）によるトラブルや、オンラインによる入室、PC 操作の方法などのサポートは行っておりません。インターネットの接続に当たっての通信料については、御負担ください。
- (2) 傍聴の申込みの際には、氏名、所属、電話番号をお伺いします。